平成２６年（フ）第２８８９号
大阪府豊中市箕輪１丁目28番14―408号
債務者　井上　英樹
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９０５号
大阪市此花区高見１丁目８番18―806号
債務者　田邊　公子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９１８号
大阪市東淀川区豊里３丁目16番26―603号
債務者　長田　　純
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９９１号
大阪市東成区東中本２丁目４番８号　東幸ハウス603号
債務者　藤目安紀子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９２号
函館市深堀町34番１号　川島アパート２階１
債務者　山口　　茂
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２００号
函館市時任町５番６―201号
債務者　嶋村　祐介
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４６号
島根県出雲市灘分町803番地33　県営駅南住宅１―133
債務者　羽根田大輔
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１１１号
岡山県倉敷市藤戸町天城730番地２
債務者　福池雄二郎
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
岡山県倉敷市玉島乙島6926番地
債務者　菅原美登里
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
岡山県倉敷市西阿知町1180番地５　ニューシティ西阿知103号
債務者　森山　公代
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
千葉県八街市東吉田227番地116
債務者　角野　辰也
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１１号
千葉県成田市玉造２丁目25番地84
債務者　舟木　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１４号
千葉県佐倉市井野1114番地２　鈴木方
債務者　河端　マキ
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１５号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井２丁目２番58　ハイツ大下101
債務者　丸林　　隆
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１１９号
千葉県成田市加良部５丁目４番地　４棟503号
債務者　宮應　伸幸
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１２２号
千葉県佐倉市上志津1789番地３　ハーモニー志津Ａ203
債務者　齋藤あけみ（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１２３号
千葉県佐倉市並木町223番地　佐倉荘Ａ―205
債務者　桜井　賢治
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６１号
千葉県木更津市貝渕４丁目６番13号
債務者　御園生　淳
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部